

2026年4月30日

各位

会社名 京セラ株式会社
代表者名 代表取締役社長 執行役員社長
最高経営責任者
作島 史朗
(コード 6971 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 執行役員常務
最高財務責任者
経営企画室担当 兼 コーポレート担当
千田 浩章
TEL. 075-604-3500

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月25日開催予定の第72期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本年2月2日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、再び高収益・高成長企業へ回帰し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たすため、経営改革のための各種施策に取り組んでいますが、経営の重要な基盤であるコーポレート・ガバナンスについても、取締役会の監督機能の強化並びに審議の充実を図るべく、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。本移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日：2026年6月25日（木曜日）

定款変更の効力発生日：2026年6月25日（木曜日）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <新設></p> <p>第20条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. <条文省略></p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人</p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第20条 (取締役の選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～3. <現行どおり></p> <p><u>第21条 (補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</u> <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

行定款	変更案
<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><新設></p> <p>第22条（代表取締役、役付取締役、相談役および顧問）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. <条文省略></p> <p>第23条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条 <条文省略></p>	<p>第22条（取締役の任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員または補欠として選任された取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、在任取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役、役付取締役、相談役および顧問）</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. <現行どおり></p> <p>第24条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p><新設></p> <p>第27条～第28条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第29条（監査役の員数）</p> <p><u>当社の監査役は、6名以内とする。</u></p> <p>第30条（監査役の選任方法）</p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第26条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条～第30条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>第31条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第32条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第33条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第34条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第35条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>第36条（社外監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><u>第31条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><削除></p> <p><u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第33条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条～第40条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 <現行どおり></p>